

令和9年度学童保育利用案内

(放課後児童健全育成事業)



●受付場所(詳細は5ページ)

午前9時 ~ 午後5時	子育て交流センター
午後6時 ~ 午後7時	学童保育室

※ 市役所・白里出張所では受け付けておりませんので、ご注意ください。

※ 午後5時～午後6時は受付しておりません。

●申込受付期間

令和8年11月1日(日) ~ 30日(月)	新1～6年生対象
-----------------------	----------

※ 30日(月)の受付は、学童保育室のみとなります。

【問い合わせ先】

大網白里市子育て交流センター 0475-86-7552

指定管理者 株式会社アンフィニ 043-308-5911

1 放課後児童健全育成事業（学童保育）とは？

市内の小学校に就学中の児童を対象に、保護者が就労等により下校後に保護者に代わる者がいない子どもに適切な遊び及び生活の場を提供し、児童の健全な育成を図っています。通称「学童保育」といいます。

2 対象児童

次の要件のいずれにも該当する児童

- (1) 市内の小学校に就学する 1 年生～6 年生の児童
- (2) 保護者が就労等により、授業終了後家庭で保護を受けられない児童

特別な支援が必要なお子さまの受入れについて

障がい・発達・発育に心配がある場合は、面談などを実施して(1)～(4)について確認させていただくことがあります。

- (1) 心身の健康状態が安定していること。
- (2) 集団生活に支障をきたさないこと。
- (3) 支援員とのコミュニケーションがとれること。
- (4) 受入施設に支障がないこと。

学童保育室を安全に運営するため、集団生活に支障があると判断した場合には、利用できない場合があります。保護者の皆さまにはご理解とご協力をお願いします。

なお、発達に心配がある場合や、特性に合わせた療育が必要な場合は、放課後・学校休業日に「放課後等デイサービス」に通所できることがありますので、かかりつけ医や、市役所社会福祉課にご相談ください。

【放課後等デイサービスとは】

授業終了後や休業日に生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行うサービスです。

3 学童保育室一覧

学童保育室名	実施場所	住 所	電話番号 (市外局番：0475)	登録定員
白里学童保育室	白里小学校	南今泉 3349番地	77-2209	52
増穂学童保育室	増穂小学校	北飯塚 281 番地	72-1184	72
季美の森学童保育室	季美の森小学校	季美の森南 1丁目 28 番地	72-5995	64
瑞穂学童保育室	瑞穂小学校	永田 1055 番地	73-3081	80
大網学童保育室	子育て交流センター	みどりが丘 3丁目 18 番地 4	78-5526	265
大網東学童保育室	大網東小学校	富田 32 番地 2	72-8446	98
増穂北学童保育室	増穂北小学校	上貝塚 317 番地	71-0501	61

4 指定管理者による管理・運営

公設学童保育室は、指定管理者による管理・運営を行っています。

- (1) 指定管理者 株式会社アンフィニ
- (2) 指定期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで



5 利用期間等について

(1) 利用期間 令和9年4月1日から令和10年3月31日

※ 毎年度申込みが必要となります。

(2) 利用日・利用時間

区 分	保 育 時 間
授 業 日	授業終了後から午後7時
土 曜 日	午前8時から午後7時
学校行事などの振替休業日	午前8時から午後7時
長期休業期間（春・夏・冬休み）	午前8時から午後7時

※ 短縮日課等により下校時刻が早まる場合は、保育開始時間も早めます。

※ 土曜日は、大網学童利用者は大網学童、それ以外は大網東学童で保育します。

※ 利用人数により、近隣の学童保育室と合同で保育を行う場合があります。

(3) 休業日

- ① 日曜日及び祝日（国民の祝日に関する法律に規定する休日）
- ② 年末年始（12月29日から1月3日）

(4) 利用日や保育時間等の変更及び閉室について

台風・地震等の災害、インフルエンザ等による学校・学級閉鎖、学校施設点検日、その他の理由により、利用日や保育時間の変更、または閉室をすることがあります。

※ 利用承認（入所決定）後、緊急時等の連絡手段として、携帯電話メール機能を利用した「メール配信システム（通称「ラインネット」）」の登録をお願いします。「ラインネット」の登録方法については、後日ご案内いたしますのでご確認ください。

(5) 送迎等について

児童の送迎は、保育時間内に保護者の責任においてお願いします。お迎えは、午後7時までに必ずお願いします。

土曜日や長期休業中は、開室前に児童だけで待つことは大変危険です。安全確保のため、登室は午前8時以降にお願いいたします。

なお、やむを得ず、土曜日や長期休業中に児童のみで徒歩にて登室する場合は、事前に「徒歩登室予定日連絡票」を学童保育室へご提出ください。

※ 学童保育中に児童単独で学習塾や習い事などに通うことはできません。

※ 一度、学童保育室に登室した場合は、必ず保護者等のお迎えをお願いします。

6 利用料金等について

(1) 利 用 料 金 （1人：月額） 8,000 円

- ① 同一世帯で2人以上の児童が利用する場合 ⇒ 2人目以降は半額
- ② 次の場合は、「放課後児童健全育成事業利用料金減免申請書」を提出することにより、利用料金の減免を受けることができます。
なお、令和8年1月2日以降に大網白里市に転入された世帯、または市内に住所のない世帯の場合は、非課税証明書の添付が必要となります。
 - ア 市町村民税非課税世帯 ⇒ 半額
 - イ 保護者が生活保護を受給している場合 ⇒ 無料
- ③ 月の利用日数が9日までの場合 ⇒ 半額
- ④ 月の初日から末日までの間、事前に休止の届出をしている場合 ⇒ 無料

(2) お や つ 代 （1人：月額） 1,500 円

- ※ おやつ代の日割りは行いません。月の一部のみ利用の場合でも、1か月分のおやつ代がかかります。
- ※ 土曜日及び8月は学童保育室からのおやつ提供はありませんので、ご家庭から持参してください。

(3) 傷 害 保 険 料 （1人：年額） 800 円

- ※ 傷害保険料の月割りはありません。年度途中から利用の場合や、長期休業期間のみの利用の場合にも、年額ご負担いただきます。
- ※ 年度途中で利用中止（退所）した場合でも、返金できませんのでご了承ください。

利用料金・おやつ代・傷害保険料の納入方法

利用料金等の納入は、「収納代行システム（通称「会費ペイ」）」にて行いますので、利用承認（入所決定）後に登録をお願いします。「会費ペイ」の登録方法については、後日ご案内いたしますのでご確認ください。決済日は、翌月の26日となり、カード決済、または、口座振替のどちらかをお選びいただけます。

（例）4月分は5月26日に決済 5月分は6月26日に決済

ただし、26日が土日祝日の場合、口座振替は翌営業日に実施されます。

カード決済は、曜日にかかわらず26日に行われます。

7 利用申込について

(1) 受付場所 子育て交流センター・学童保育室

※ 市役所・白里出張所では受け付けておりませんので、ご注意ください。

(2) 受付期間 令和8年11月1日（日）～30日（月）

時 間	場 所	月	火	水	木	金	土	日
9～17 時	子育て交流センター		○ 24 日除く	○	○	○	○	○
18～19 時	学童保育室	○ 23 日除く	○ 3 日除く	○	○	○		

※ 17 時～18 時は受付していません。

※ 学童保育室は、状況により臨時閉室・19 時前に閉室する場合があります。

(3) 提出先 ※ 場所がわからない場合は、お電話でお問い合わせください。

施設名		場所	電話番号 (市外局番：0475)
子育て交流センター		みどりが丘 3-18-4（大網小学校隣接施設）	86-7552
学童保育室	白里	小学校 体育館脇 専用施設	77-2209
	増穂	小学校 北側校舎 1 階	72-1184
	季美の森	小学校 体育館 2 階	72-5995
	瑞穂	小学校 旧校舎 2 階	73-3081
	大網	子育て交流センター 学童保育エリア	78-5526
	大網東	小学校 体育館脇 専用施設	72-8446
	増穂北	小学校 西門脇 専用施設（旧用務員室）	71-0501

※ 長期休業期間（夏休みなど）のみ利用する児童も申込みが必要です。

※ 先着順ではありません。



(4) 提出書類

申込みは、以下の書類を揃えて提出してください。なお、必要書類が全部揃うまでは、正式な受理ができませんのでご注意ください。

- ① 放課後児童健全育成事業利用申込書
- ② 学童保育室利用にあたっての調査票
- ③ 学童保育室登室経路連絡票
- ④ 下記の保育の理由・その他の項目に該当する書類

保 育 の 理 由 ・ そ の 他	必 要 書 類 ※	備 考
就労（雇用者）	・ 就労証明書	証明書発行日 3 か月以内
就労（自営・農業従事者）	・ 自営業・農業等申告書 ・ 自営業等を証する資料	
妊娠・出産	・ 母子手帳の写し等	利用できる期間は、出産前 2 ヶ月・ 出産後 3 ヶ月（出産月を含む）
保護者の疾病・障害	・ 診断書・申立書等	
親族の介護・看護	・ 診断書・申立書等	
災害復旧	・ 罹災証明書・申立書等	
求職活動	・ 求職活動申告書	利用できる期間は、利用開始から 3 か月まで
就学	・ 在学証明書や授業時間が 確認できる書類	

※ 児童と同居している 20 歳～69 歳の方（令和 9 年 4 月 1 日時点）全員分の提出が必要です。

※ 転職・退職等で就労状況に変更があった場合は、速やかに就労証明書等を提出してください。

（５）利用の承認（入所決定）について

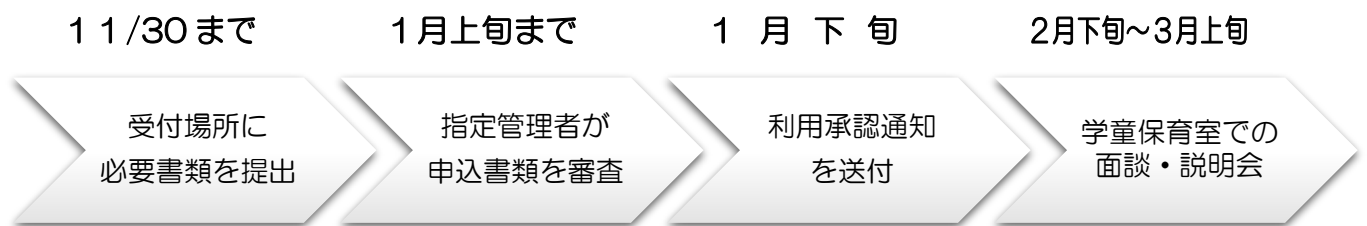
申込書や提出書類等の内容を審査し、利用（入所）の可否について１月下旬ごろに、株式会社アンフィニから通知します。

なお、申込者が多数の場合は、施設定員の関係上不承認となる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

利用料金に未納がある場合（兄弟姉妹分を含む。）、利用承認（入所）はできませんので、未納分の納付後に申請をお願いします。

（６）利用承認（入所決定）後の流れ

○通年利用（１年間を通しての利用）



○長期休業期間のみ利用（夏休み利用の場合）



8 利用の取消しについて

次のいずれかに該当するときは、利用承認（入所）を取り消す場合があります。

- ① 利用資格に該当しなくなったとき
- ② 申請書の内容に虚偽の記載があったとき
- ③ 利用料金が3か月分以上未納のとき
- ④ 2か月にわたり欠席が続いているとき
- ⑤ 開設時間内に送迎ができないとき
- ⑥ 暴力・暴言・故意の器物破損等の行為があったとき
- ⑦ 集団での行動に支障をきたすとき
- ⑧ 上記の他、不相当と認めたとき

安全に関するお願い

利用児童同士の暴力・暴言だけでなく、支援員に対する暴力・暴言も利用承認（入所）の取消事由に当たります。

利用児童からの暴力や、利用児童同士のトラブルを止めたことにより、支援員が怪我をする事案が発生しています。

支援員が怪我をして勤務できない場合は、学童保育室が閉室となることもありますので、学童保育利用中は、必ず支援員の指示に従うよう、お子さまへのご指導について、ご協力をお願いいたします。

なお、学童保育室の安全な運営に支障をきたす行為や、他の利用児童の迷惑になる行為があった場合には、お迎えの際に支援員から保護者の方にご報告させていただきますので、帰宅時に、行動の確認をお願いいたします。

学童保育を安全に運営するため、保護者の皆さまには、ご理解とご協力をお願いいたします。

9 その他

- ・ 保護者の方が家庭にいるときは、家庭での保育をお願いします。
- ・ 学童保育室の見学を希望される場合は、あらかじめ子育て交流センターに連絡をお願いします。
- ・ 学校給食がない日は、必ずお弁当と水筒を持たせてください。
- ・ 学童保育室の欠席につきまして、事前にわかっている場合は登降所管理アプリ「りんくる」にて出欠予定の変更をしてください。

ただし、施設の運営が始まると当日の出欠予定が確定し、「りんくる」からは予定が変更できなくなります。急な予定変更は、直接学童室までご連絡ください。

※ 「りんくる」の登録方法については、後日ご案内いたしますのでご確認ください。

※ 学校を休む場合も、上記同様の手段で学童保育室へ連絡してください。

- ・ 感染症（インフルエンザ・ノロウイルス等）にかかった場合は、他の児童への感染防止のため、登室はしないでください。
- ・ せき等の風邪の症状がある場合は、利用を控えてください。
- ・ 年度の途中で利用中止（退所）する場合は、「利用中止届」を提出してください。

民間学童保育室の紹介

特定非営利活動法人（NPO 法人）が運営している民間の学童保育室です。

詳細については、施設に直接お問い合わせください。

施 設 名	住 所	電話番号（市外局番：0475）
特定非営利活動法人 民間児童館おおきなかぶ	みずほ台2-10-15	53-3473

